

平成25年度 第4回経営協議会（持ち回り審議）議事要旨

日 時 平成25年9月11日（水）【文書送付日付】

回答者 （学外委員）井田委員，大平委員，沖田委員，川村委員，指山委員，
中尾委員，古川委員
（学内委員）佛淵学長，瀬口委員，中島委員，岩本委員，宮崎委員，
吉永委員，稲岡委員

【 審議事項 】

（1）佐賀大学美術館建設に係る財源について

本件について，平成25年9月末に支払い予定の佐賀大学美術館に係る建設費に不足額が生じており財源を確保する必要があるが，金融機関や附属病院などから借入することは，現時点で明確な返済根拠を示すことができず困難であるため，不足財源は，佐賀大学基金を取り崩し，建設費の支払いに充てることについて，平成25年9月11日開催の役員会で協議され，経営協議会に諮ることとなったものである。平成25年9月11日付け持ち回り審議による審議の結果，経営協議会委員全員から，「審議了承する」旨の回答があり，了承された。

（2）国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

本件について，平成24年の人事院勧告を受けて，一般職の国家公務員の給与法が改正（平成25年6月21日公布）されたことから，「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」（平19.9.19役員会決定）に基づき，本学においても国家公務員に準拠して給与規程の改正を行うものであり，改正後は，55歳を超える職員の昇給について，その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行い，標準の勤務成績では昇給停止とすることが，平成25年9月11日開催の役員会で協議され，経営協議会に諮ることとなったものである。平成25年9月11日付け持ち回り審議による審議の結果，経営協議会委員全員から，「審議了承する」旨の回答があり，了承された。

（3）早期退職制度の導入に伴う国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程の一部改正について

本件について，国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成24

年11月26日に公布されたところであり、支給水準の引き下げについてはすでに対応済みである。今般、これまで50歳以上・勤続25年以上を対象としていた勸奨退職制度を平成25年10月31日までとし、平成25年11月1日から、45歳以上・勤続20年以上を対象とした早期退職制度への接続に対応するため、退職手当規程の改正を行うことについて、平成25年9月11日開催の役員会で協議され、経営協議会に諮ることとなったものである。平成25年9月11日付け持ち回り審議による審議の結果、経営協議会委員全員から、「審議了承する」旨の回答があり、了承された。

以 上